

令和 8 年 7 月 24 日

実地演習実施機関 関係者各位

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会
実務修習運営委員会
委員長 佐藤 元彦
(職 印 省 略)

実地演習における複数の指導鑑定士による指導について

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本会が定める「一般実地演習実施要領」について、実地演習における指導鑑定士の負担軽減を図るため、現行の実務修習生 1 人に対して 1 人の指導鑑定士による指導体制から、複数名での指導鑑定士による指導が可能となるように新たに項目を設けることといたしましたので、お知らせいたします。

複数の指導鑑定士による指導体制の詳細については、下記をご一読くださいますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 実施期間

第 21 回実務修習（令和 8 年 12 月 1 日開始）から

2. 実施内容

「一般実地演習実施要領」において、「3.複数の指導鑑定士による指導」を設け、1 人の実務修習生に対し、複数の指導鑑定士による指導を可能とする。

なお、模擬取引事例の取得及び実務修習審査会からの指摘事項に関する確認・対応は、代表となる指導鑑定士が行うものとする。

（一般実地演習実施要領の追加内容）

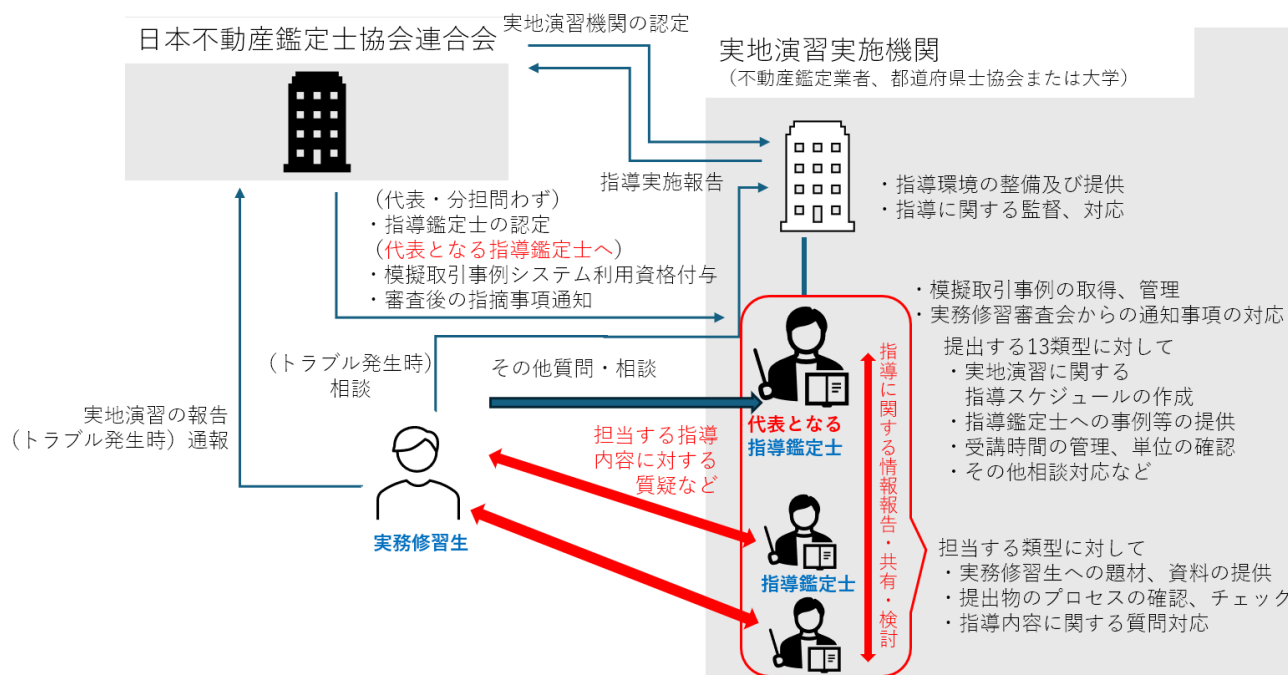
3. 複数の指導鑑定士による指導

(1) 修習生 1 人に対しての一般実地演習に関する指導は、複数の指導鑑定士により分担することができる。

ただし、指導を分担する場合においても、1 人の指導鑑定士が指導できる修習生の人数は、規程第 24 条第 2 項第一号の規定に基づき、原則として 5 名以内とする。

(2) 複数の指導鑑定士による指導を実施する場合には、代表となる指導鑑定士を1人選定しなければならない。

(3) 実地演習実施機関は、複数の指導鑑定士による指導を行う場合、所定の様式により必要事項を届け出なければならない。



3. 本制度利用に伴う実地演習実施機関における必要手続き

① 毎年7月頃、本会が実施する「実務修習生の受入れ予定の有無」に関するアンケートにおいて、複数の指導鑑定士による指導を「実施する」旨の回答を提出する。

※ 当該アンケートの結果を踏まえ、複数の指導鑑定士による指導の有無については、ホームページ「実地演習実施機関及び指導者等の一覧」に掲載の上、周知を行う。

※ アンケート回答フォームは、毎年7月頃に実地演習実施機関として登録のある業者または団体宛に郵送し、本会ホームページ「実地演習実施機関及び指導者等」のお知らせとして掲載をしている。

② 実務修習生に対する指導について、どのような配分（役割等）で実施するかを、あらかじめ実地演習実施機関内で決定する。

③ 実務修習生の受け入れ時に、指導方法について説明を行い、複数の指導鑑定士による指導体制について、実務修習生から同意を得る。

※ 本会への同意書等の提出は不要。

④ 実務修習生の受け入れを決定した後、「一般実地演習実施要領」3.(3)に基づく「複数の指導鑑定士による指導に関する報告書」を、「実地演習受講登録申請書」と併

せて本会の実務修習担当課宛てに提出する。

※ 「実地演習受講登録申請書」には、代表となる指導鑑定士名（1名）を記載する。

- ⑤ 「実地演習実施状況報告書」を提出する際は、No.1内「複数の指導鑑定士での指導の有無」欄の「有」を○で囲み、No.2内「担当した指導鑑定士名」の欄に指導を担当した指導鑑定士名を記載する。

※ ②においてあらかじめ決定した役割に変更があった場合でも、差し支えないものとする。

※ 1枠につき指導鑑定士の記載は1名までとする。同一の細分化類型及び内容の指導であっても、他の指導鑑定士が指導を行った日がある場合は、それぞれ枠を分けて記入すること。

<お問い合わせ先>

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会 実務修習担当課

本会ホームページ：<https://www.fudousan-kanteishi.or.jp/>

電子メールアドレス：kensyuka@fudousan-kanteishi.or.jp

(参考・複数の指導鑑定士による指導に関する報告書)

年 月 日

複数の指導鑑定士による指導に関する報告書

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会 御中

私は、実務修習実地演習を、下記の通り複数の指導鑑定士のもと受講することを報告いたします。

1. 複数の指導鑑定士より指導を受ける実務修習生

実務修習生番号	
実務修習生氏名	

2. 実地演習実施機関

本 会 登 録 番 号 (業 者)	
実地演習実施機関名	印
代 表 者 氏 名	印

3. 代表となる指導鑑定士

本 会 登 録 番 号 (個 人)	
指 導 鑑 定 士 氏 名	印

4. 分担する指導鑑定士

本 会 登 録 番 号 (個 人) 及 び 指 導 鑑 定 士 氏 名	※ 指 導 鑑 定 士 氏 名 の 横 に ぞ れ ぞ れ 押 印 す る こ と 。
--	---